

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年8月6日

九州地方整備局 関門航路事務所長 久保 敏哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については次の特殊な技術等を有し、かつ自在に駆使する能力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、次の特殊な技術等を有し、かつ自在に駆使する能力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

（特殊な技術等）

既に開発されている油漂流シミュレーション技術（粒子法を用いた油の漂流シミュレーションモデルの開発）を基盤として、ネットワーク対応型の実運用漂流予測システム及び配信システムを構築出来る技術を有している。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度ネットワーク対応型油漂流予測システムの運用評価と高度化に関する検討業務

(2) 業務目的

本業務は、海上油流出に関する情報をもとに、漂流油のリアルタイムなハザード情報及び油漂流予測情報を提供するネットワーク対応型システムに関して、令和2年度の業務成果を踏まえ、運用システムの構築と評価を行いシステムの高度運用を図るものである。

(3) 業務内容

- | | |
|---------------|----|
| ①運用システムの構築と評価 | 1式 |
| ②操作マニュアル整備 | 1式 |
| ③将来的な応用展開の検討 | 1式 |

(4) 履行期限

令和4年3月25日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図(別添1)」を参加意思確認書と併せて発注者に提出し、見積書の提出期限までにその同意を得ていること。

(2) 技術に関する要件

既に関与されている油漂流シミュレーションのデータベースを活用し、ネットワークを介したサーバクライアント方式によるリアルタイム油漂流システムの構築が可能な能力を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目7-38
九州地方整備局 関門航路事務所 品質管理課
電話093-512-8092 ファクシミリ093-512-8105

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年8月6日から令和3年8月25日まで(1)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年8月26日 16時00分 (1)に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和3年9月30日 16時00分
- (4) 九州地方整備局(港湾空港関係)における令和3・4年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も4. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。

- (5) 見積参加者は、「情報保全に係る履行体制に関する誓約事項（別添2）」を承諾の上、見積書を提出しなければならない。
- (6) 詳細は説明書による。